

## 緊急地震速報サービス利用規約

この利用規約は、お客様が緊急地震速報サービスのご契約にあたり、本サービスの仕組みや目的について説明しております。株式会社ケーブルテレビ品川（以下、「ケーブルテレビ品川」といいます。）緊急地震速報サービス利用特約とあわせ、本利用規約をよくお読みいただき、本サービスをご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 緊急地震速報について

緊急地震速報とは、地震の発生の直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差が伴うなどの限界もあります。緊急地震速報サービスを適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。

### 2. 発報後の行動について

本サービスは予測される地震情報を配信するものであり、身体・財産の安全・安心を保証するシステムではありません。本サービスの加入者および本サービスの情報を得られる環境にある加入者のご家族等が、緊急地震速報が配信された際に安全な行動が行えるよう以下のことを心がけて本サービスをご利用ください。

- ①緊急地震速報発報時に、身の安全を確保する場所をあらかじめ決めておいて下さい。
- ②緊急地震速報発報時にどのような行動をとるか、あらかじめ行動予定表を準備し、定期的に訓練などを行ってください。
- ③緊急地震速報端末の正常な動作確認を行ってください。

### 3. 提供情報の追加

ケーブルテレビ品川は、緊急地震速報以外の災害情報の提供を追加する場合があります。災害情報の追加や通報内容（災害情報の音声表現）については、加入者に事前連絡することなく変更する場合があります。

### 4. 免責事項

ケーブルテレビ品川は、本サービスを提供するにあたり以下の各事項について免責されるものとし、加入者はその損害賠償を請求できないものとします。

- ①天災、事変その他のケーブルテレビ品川の責に帰することのない事由によるサービスの停

止。

- ②ケーブルテレビ品川の施設の維持管理に必要なサービスの停止。
- ③本サービスの特性上起こる誤報や情報の不達。気象庁、情報提供団体のシステム停止、端末の不具合による情報の不達。
- ④本サービスで得た情報により生じた事故等の損害。

## 緊急地震速報サービス利用特約

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「CTS」という）と緊急地震速報サービス利用申込者（以下「加入者」という）との間に締結される放送サービスの内、緊急地震速報サービス（以下「本サービス」という）の契約は、次の条項によるものとします。

### 第1条（緊急地震速報サービス）

本サービスは、気象庁が配信する緊急地震速報を、情報提供団体を通じてCTSが提供をするものとします。

### 第2条（契約条件）

本サービスの契約申込は、CTS「放送サービス契約約款」第8条（2）項に定められているCTS施設および「ケーブルテレビジョンサービス契約約款」第3条に定められている当社施設の提供を受けている本サービス加入者が、「CTS放送サービス契約約款」「ケーブルテレビジョンサービス契約約款」（以下併せて「放送サービス約款等」という）にあわせ、この特約および本サービスに関わる利用規約を承諾し、CTSが定める様式の加入契約申込書の所定事項を記載の上、提出し、CTSがこれを承諾した時に契約が成立するものとします。

### 第3条（緊急地震速報端末）

（1）加入者は緊急地震速報サービスの提供を受けるにあたり、緊急地震速報端末を以下いずれかにより利用するものとします。但し、子機のみでのサービス利用は出来ません。

①レンタル：親機1台・子機1台セットまたは親機1台または子機1台

②購入：親機1台・子機1台セットまたは親機1台または子機1台

販売価格：親機1台・子機1台セット 30,800円

親機1台 19,800円

子機1台 13,200円

（2）緊急地震速報端末をレンタルでご利用の場合、本サービスの解約に際して、加入者は緊急地震速報端末をCTSに返却しなければならないものとします。本サービスの解約から30日以内に加入者より緊急地震速報端末の返却がない場合は、その代金として以下の料金をCTSに支払うものとします。

（a）親機—19,800円（1台）

（b）子機—13,200円（1台）

（3）緊急地震速報端末をレンタルでご利用の場合、加入者が故意、過失により緊急地震速報端末を破損、紛失した場合には、加入者はCTSにその損害額を支払うものとします。

（4）加入者は、緊急地震速報端末の設置にかかる費用について負担するものとします。

### 第4条（料金の支払い方法）

加入者は、本サービスの第3条（4）項の費用の他、別表に定める料金について、それぞれ該当する金額（消費税等相当額を含んだ額）を放送サービス約款等の規程に基づきCTSに支払うものとします。

## 第5条（解約）

- （1）本サービスを解約する場合は、解約を希望する10日以前に、加入者は文書によりCTSにその旨、申し出るものとします。
- （2）CTSの他のサービスの解約および解除等により、CTSから提供するサービスがなくなった場合には、当該サービスの解約日をもって本サービスも同時に解約するものとします。
- （3）本条（1）項、（2）項による解約の場合、緊急地震速報端末をレンタルでご利用の加入者は料金表の月額料金について当該解約日の属する月までの料金を支払うものとします。

## 第6条（サービスの無断利用の禁止）

加入者がCTSに許可なく、不特定多数の利用のある場所で緊急地震速報端末の設置を行うことや、本サービスの提供で受けた情報の二次利用を禁止します。

## 第7条（免責事項）

本サービスの情報について、誤報やシステム障害による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果、生じたいかなる損害においても、加入者は、CTS、気象庁、情報提供団体およびその他関係団体に、その損害賠償を請求することはできないものとします。

## 第8条（特約の改定）

- （1）CTSはこの特約を改定する場合があります。この場合の提供条件は、変更後の特約によります。
- （2）この特約を変更するときは、CTSは加入者にCTSの定めた方法により事前に告知するものとします。

## <料金表>

### 1. 登録料金

1 加入あたり	1,100 円	※CTSの他の有料サービスをご契約中のお客様は、本料金は無料となります。
---------	---------	--------------------------------------

### 2. 月額料金

緊急地震速報端末レンタル料金 （親機1台、子機1台のセット料金）	550 円	※緊急地震速報端末を貸与した日の翌月分より課金いたします。（配送等で、加入者に緊急地震速報端末を送付した場合は、CTSが送付した日をもって貸与を開始した日とします。）
緊急地震速報端末レンタル料金 （親機1台）	330 円	
追加子機レンタル料金（1台）	220 円	

### 3. 販売料金

緊急地震速報端末販売料金（親機1台、子機1台のセット料金）	30,800 円	※緊急地震速報端末を受け渡した日の当月に課金いたします。（配送等で、加入者に緊急地震速報端末を送付した場合は、CTSが送付した日をもって受け渡した日とします。）
緊急地震速報端末販売料金（親機1台）	19,800 円	
追加子機販売料金（1台）	13,200 円	

## 付則

- (1) 本特約に記載する金額はすべて税込みです。
- (2) 消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、本特約の各条項により負担する料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。
- (3) 2015年8月31日をもって、本サービスへの新規・変更・追加申込はできません。
- (4) 本利用規約および本特約は2021年2月1日より施行します。

### ●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。